

A県西部地区の県立高等学校での「通級による指導」(拠点校方式による巡回指導)の導入において想定される課題と解決の手立て

大本 直子*・原 広治**

Naoko OMOTO・Hiroji HARA

Anticipated Challenges and Solutions in Implementation of Itinerant Service for Special Needs Students in Prefecture A's Western Public High Schools

ABSTRACT

本研究は、A県の県立高等学校での「通級による指導」(拠点校方式による巡回指導)の導入期に想定される課題と解決の手立てを検討するため、県内の公立中学校と高等学校への質問紙及び訪問調査、隣県で巡回指導を実施している県立高等学校への訪問調査、通級指導実施高等学校での「通級指導」の指導場面の関与観察を実施した。

調査結果で明らかになった高等学校における「通級による指導」を取り巻く現状からA県立高等学校での拠点校方式による「巡回指導」導入期に予想される12の課題を整理し、それぞれについて課題解決の手立てを提案した。

【キーワード：特別支援教育，高等学校における「通級による指導」，巡回指導】

1. 研究の背景

2007年文部科学省初等中等教育長局通知「特別支援教育の推進について」において、特別支援教育の理念が定義され、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用、教員の専門性向上のための職員研修の実施などの取組みが進められている。それ以降、高等学校の特別支援教育をとりまく社会的ニーズは大きく変化し、2016年「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」によって、高等学校および中等教育学校の後期課程においても「通級による指導」(以下、「通級指導」と略記)が実施できるようになった。これを受けて、2018年度より高等学校で「通級指導」が実施され、現在、各都道府県において「高校通級」が整備されている。

「令和3年度通級による指導実施状況調査」(文部科学省,2023)によると、高等学校で「通級指導」を受けている生徒は1,671名であったが、高等学校が「通級指導」が必要と判断した生徒2,513人のうち、842人が通級指導を行わなかった。その理由は、「本人や保護者が希望しなかった(59.6%)」、「その他(19.0%)」に次いで、「加配がつかず、巡回通級・他校通級の調整も出来なかったため(13.7%)」、「特別の教育課程の編成や時間割の調整ができなかった」(76.8%)となっており、学校の指導体制が取れなかったために「通級指導」を受けることが出来なかった生徒がいることが明らかになっている。A県においては、高等学校に在籍する生徒のうち、全生徒に対する発達障がいと診断された生徒数の割合は、令和2年度には4.0%であったが、令和4年5月1日現在、4.7%と増加傾向にある(A県教育委員会,2022)。また、中学校特別支援学級を卒業した生徒のうち、約64.7%が高等学校に進学をしているなど、高等学校において年々増加する多様な生徒の実態をふまえれば、「通級指導」を充実させることは急務であると言える。

筆者である大本は、高等学校の学級担任として、また

特別支援教育担当者として、多様な生徒や保護者と関わってきた。(ここでいう「特別支援教育担当者」とは、高等学校における特別支援教育体制の充実を図る目的で、A県の全ての高等学校において指名されている教員のことを指す。またA県では、「通級指導」実施高等学校に「通級指導」をコーディネートする教員を配置しているが、その教員のことを「特別支援教育コーディネーター」と呼ぶ。)

その経験から、生徒が「支援される」という受動的な存在ではなく、自らも「チームの一員」として主体的に支援に関わることで、自分自身をより深く見つめることができるのではないかと考えている。また、子どもが学校で落ち着いて充実した学校生活を送っていることや、学校に子どもが安心して過ごせる場所があり、信頼できる教職員がいることが、保護者が抱えている困難さや不安を軽減すると考える。そのように考える時、「通級指導」はそこで学ぶ生徒だけでなく、その保護者にとっても心の拠り所となるであろうと考える。その生徒の苦手なことを補うために何等かの知識や技能を教えて身に付けさせることだけでは、生徒のための「通級指導」にはならない。現場の通級指導担当者が、何を大切にしながら生徒と向き合っているのかについても検証する必要がある。

2. 研究の目的と方法

本研究では、A県西部地区の県立高等学校における「通級による指導」(拠点校方式による巡回指導)の導入期における課題を整理し、解決の手立てを提案することを目的とする。具体的には、表1に示す3点を研究課題として設定した。

なお、質問紙調査および訪問調査では、調査対象教員および学校長、教育委員会に対し研究の目的が知らされ、了解した教員および教育委員会の担当者のみ回答を求めた。

* 鳥取県立米子西高等学校

** 鳥根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻

表1 研究課題と目的・方法

研究課題 1	目的	A 県立高等学校における特別支援教育の現状、高等学校における「通級指導」で期待される効果や課題および「巡回指導」の必要性について把握すること
	方法	高等学校における「通級指導」の導入にあたり想定されていた課題と解決策や期待される効果、「巡回指導」の必要性や指導形態によるメリット・デメリットについて、先行研究の分析・整理を行う。また、A 県立高等学校における特別支援教育の現状について、A 県教育委員会による「令和3年度特別支援教育に関する調査の結果」から分析を行う
研究課題 2	目的	A 県と隣接する B 県における「通級指導」の実態を把握し、拠点校方式による「巡回指導」の課題を検討すること
	方法	A 県と B 県で「自校通級」を実施している公立高等学校および拠点校方式による「巡回指導」を実施している B 県立高等学校を訪問し実態把握を行う。また、A 県西部地区公立中学校で「巡回指導」を実施している中学校および市町村教育委員会を訪問し、「巡回指導」の成果と課題を調査する。さらに、A 県教育委員会事務局高等学校課を訪問し、A 県立高等学校における特別支援教育の取組みと「高校通級」の展望について聞き取りを行う
研究課題 3	目的	拠点校方式による「巡回指導」の導入に向けて想定される課題の「解決の手立て」を検討すること。
	方法	A 県立高等学校における特別支援教育体制の整備状況と課題、「通級指導」に対するニーズを調査するため、質問紙調査および必要に応じて訪問調査を実施する。また、中学校教員の「通級指導」に対する認識および「高校通級」に対する期待を調査するために、質問紙調査および必要に応じて訪問調査を行う。さらに、「巡回指導」を実施している B 県立高等学校および A 県西部地区公立中学校を訪問し実態調査を実施する。加えて、高等学校における「通級指導」の関与観察および受講生徒への聞き取り調査を通じて、「高校通級」が果たす役割を検証する

表2 通級指導実施形態別のメリットと課題や留意点

形態	メリット	課題(★) 留意点(☆)
自校通級	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の通学の負担が少ない ・児童生徒と保護者が通級指導担当者に会いやすい ・通級指導担当教師と通常の学級の担任等の連携や校内における共通理解が得られやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ★「通級による指導」を受けていることを自校の児童生徒に知られたくないという心理的な抵抗が生じる可能性があり工夫が必要
他校通級	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる児童生徒が少ない学校においても実施可能 ・グループ指導が自校通級よりも実施しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ★移動時間は授業を受けることができない ☆学校間の異動の際に保護者の送迎が必要になる ☆通級担当教師と通常の学級の担任教師との連絡調整に時間を要する可能性がある ☆指導時間の変更が困難である ★他校へ通う事への抵抗感に配慮することが必要 ★「通級による指導」の記録を在籍校と共有したり、保護者との情報共有を意識的に図ったりするなどの十分な連携が必要
巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる児童生徒が少ない学校においても実施が可能 ・巡回で担当教師が訪問することから、他校通級よりも通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携や校内における共通理解が図られやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ☆通級担当教師が学校間を移動する必要があるため、担当できる児童生徒が自校通級や他校通級に比べて少なくなる可能性がある ☆学校間の移動により、通級担当教員への負担が大きい ★任命権を有する教育委員会が当該教師が巡回先の学校において通級による指導を行うことについて、兼務発令や非常勤講師の任命等による指示・命令権限を明確にすることが必要 ★旅費の措置等を計画的に行うことが必要
形態によらないもの		<ul style="list-style-type: none"> ★通級担当教師が美術や音楽、技術・家庭など学校に一人しかいない教員の場合、通級担当をすることが難しい ★学校や教育委員会の理解が不足している

(通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 第2回資料(文部科学省,2022)を参考に筆者作成)

3. 先行研究

「高校通級」の制度化による効果について、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」(文部科学, 2016,7-8頁)は、「①インクルーシブ教育システムの理念の具現化 ②学びの連続性の確保

③生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援の提供」の3点を挙げている。また、多田・船橋(2019,45頁)は、「通級指導」を実施する高等学校を有する各都道府県および政令指定都市教育委員会に対して質問紙調査を行い、「高校通級」の導入による成果として「高等学校教員の意識変容」、「対象生徒の変容」、「指導・支援の個性向上等」を挙げている。これらの調査から、「拠点校方式」による「巡回指導」を行うことで、どの高等学校に在籍していても「通級指導」を受けことができ、在籍校における特別支援教育の理解・啓発が進むと期待できる。

また、文部科学省(2022)は、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第2回)」で提供された資料3「通級による指導の充実の在り方」の中で、通級指導実施形態別のメリットと課題や留意点を示している(前項の表2)。

小中学校の「通級指導」と「高校通級」の違いとして、高等学校には義務教育と異なる“高校文化”がある。高等学校の特性として、義務教育でないこと、入試があること、学校・課程・学科・コースの多様性があること、特別支援学級が設置されていないこと、単位認定があることが挙げられる(岸信 2017,吉澤 2018)。

A県教育委員会(2022)によると、高等学校では、「個別の指導計画」の作成率は75.0%、「個別の教育支援計画」の作成率は60.9%と昨年度より上昇するなど、特別支援教育の取組みは進みつつあるが、高等学校入学時の中学校から高等学校への引継ぎはまだ改善の余地があることが報告されている。しかし、「個別の教育支援計画」の作成や引継ぎには本人・保護者の同意が必要であり、同意が得られなかったために作成できなかったケースもあると考えられる。実際、筆者の経験では、「高校に合格できたから、もう支援は必要ない」「本人に障害のことは伝えていないから」「引継ぎをすると色眼鏡で見られて高校生活で不利になるから」等の理由で、本人や保護者が「個別の教育支援計画」の作成や高等学校への引き継ぎを希望しなかった例があった。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成状況だけを見ると、高等学校での特別支援教育の取組みは小中学校に比べて遅れているように見えるが、高等学校には中学校とは異なる特性があり、一律に比較することはできないと考える。

4. 事前訪問調査の概要と結果

これまで実施された「高校通級」に関する基礎調査は、実施校数や対象障がい種等についてが主であり、制度、運用、指導内容に関するものは限られていた。また実践やその分析等に関する文献も少ないのが現状である。そこで、本研究では多方面の基本的データを収集し、A県

における「高校通級」への期待や課題の洗い出しから始める必要があった。そのために、202X年10月~12月に中学校と高等学校における「通級指導」について、半構造化面接による事前訪問調査を実施した(表3)。

表3 「巡回指導」に関する事前訪問調査先

訪問先	訪問数	通級指導実施形態(学校数)
A県立高等学校	2校	「自校通級」(2校)
B県立高等学校	4校	「自校通級」(1校) 「インクルーシブ教育システム推進センター校」(巡回指導)(2校) 「巡回指導」(準備段階)(1校)
D市立中学校 通級指導教室	1校	「自校通級」・「巡回指導」を実施
E市立中学校 通級指導教室	1校	「自校通級」・「他校通級」・「巡回指導」実施
特別支援学校 通級指導教室	1校	A県西部地区の小中学校への「巡回指導」実施
教育委員会	2教育委員会	E市教育委員会 A県教育委員会

訪問先には、担当者に研究の趣旨と目的を電話で説明し、了解の得られた担当者を訪問した。また、訪問の際にも同様の説明を行い、同意を得た。

この調査から「巡回指導」の導入に関して以下の4点の課題が浮かび上がった。

- (1) 通級指導担当者の研修機会の確保と人材育成
- (2) 拠点校方式による「通級指導」での学びと在籍学級(学校)での学びの連続性の確保
- (3) 「通級指導」に対する教職員の共通理解の促進
- (4) 「通級指導」につなぐ前に在籍学校(在籍学級)で行うべき一次支援の充実

この4点の課題のうち、拠点校方式による「巡回指導」を導入するにあたり早急に解決すべき(1)~(3)の課題の解決の手立てを検討するために、調査1~調査6を実施した(表4)。

表4 「高校通級」に関する調査

調査	内容
調査1	A県立高等学校における校内体制に関する調査
調査2	A県西部地区を中心として公立中学校における「通級指導」に関する調査
調査3	A県立高等学校における「通級指導」の現状
調査4	A県立高等学校における「通級指導」に対する期待
調査5	拠点校方式による「巡回指導」を行っている隣のB県立高等学校の「通級指導」に関する実態調査
調査6	A県立高等学校における「通級指導」の関与観察および受講生徒への聞き取り調査

5. 調査の概要及び結果

調査及び結果については紙幅の関係で一部を抜粋する。質問紙調査、訪問調査、「通級指導」場面の関与観察の概要および調査項目は以下の通りであった(表5~7)。質問紙調査は質問紙を郵送し回収を行った。「自校通級」が実施されている高等学校については、訪問調査の際に回収した。質問紙調査の概要を表5-1に、質問紙調査の内容を表5-2に示す。

表5-1 質問紙調査(調査1~4)の概要

調査期間	20XX+1年5月中旬~6月中旬	
質問紙送付先	対象	回収率
A県立高等学校(「通級指導」実施6校)	通級指導担当者	100%
	特別支援教育コーディネーター	通級指導担当者13名 特別支援教育コーディネーター5名 特別支援教育担当者1名
A県立高等学校(「通級指導」未実施22校)	特別支援教育担当者	81.8%(18/22校)
公立中学校(26校)	「通級指導」を受けていた生徒の在籍学級担任	84.6%(22/26校) (62名)

*1校に複数課程が設置されている場合は、それぞれの課程を1校とした

表5-2 質問紙調査の内容

(1)	各高等学校における校内支援体制について
(2)	「高校通級」に期待することについて
(3)	「通級指導」の効果について (「通級指導」実施高等学校および中学校)
(4)	通級指導担当者の専門性について
(5)	A県立高等学校における今後の「通級指導」体制について

質問紙の回答は、選択肢から選ぶ形式と、記述により答える形式からなる。選択肢を選ぶ形式では、①該当する項目を1つのみ選択して回答する方式、②選択肢から3つまたは5つの項目を選んで、優先順位を付けて回答する方式、③複数回答をする方式、④4件法で回答する方式からなる。選択肢から優先順位を付けて5つ回答するものについては、優先順位第1位の項目に5ポイントを、優先順位第2位の項目に4ポイントを、優先順位第3位の項目に3ポイントを、優先順位第4位の項目に2ポイントを、優先順位第5位の項目に1ポイントを与えた。選択肢から優先順位を付けて3つ回答するものについては、優先順位第1位の項目に3ポイント、第2位の項目に2ポイント、第3位の項目に1ポイントを与えた。そのポイントの合計数をもって各項目の素点とし、選択された項目の優先の度合いを比較した。なお、集計については、回答のあったもののみを有効とした。

訪問調査の概要と調査内容は表6-1,表6-2に示す通りである。質問紙調査票の回答後、必要に応じて202X+1年6月20日~10月下旬、各学校を訪問し、半構造化面接を実施した。

中学校学級担任と「通級指導」未実施のA県立高等学校の特別支援教育担当者については、訪問調査への協力の同意が得られた質問紙調査回答者の中から抽出し、それぞれの勤務校の管理職の同意を得て訪問調査を実施した。中学校通級指導担当者および中学校特別支援教育担当者には質問紙調査への協力を依頼していないが、中学校における「通級指導」の実態を調査するために、訪問調査を行った。A県内の「通級指導」実施高等学校については、質問紙調査票の回収を兼ねて訪問調査を実施した。また、「拠点校方式による巡回指導」の実態調査の

ため、令和3年度から「拠点校方式による巡回指導」が導入されている隣のB県立高等学校3校の通級指導担当者に対し訪問調査を実施した。

表6-1 訪問調査(調査1~5)の概要

調査期間	202X+1年6月下旬~10月下旬	
調査対象		
A県立高等学校	5校	「自校通級」実施校
A県立高等学校	9校	「通級指導」未実施校
B県立高等学校	3校	「巡回指導」実施校
A県西部地区公立中学校	4校	
中学校通級指導担当者	2名	
教育委員会	2名	

表6-2 訪問調査の内容

(1)	各高等学校における校内支援体制について
(2)	「通級指導」について(校内体制、在籍学級との連携等)
(3)	「通級指導」の成果と課題について (中学校・高等学校通級指導担当者・中学校の担任教師)
(4)	「高校通級」に期待すること、課題等について

「通級指導」の関与観察においては、「通級指導」実施高等学校の学校長、通級指導担当者および受講生徒に、研究の方法と目的を口頭で説明し、「通級指導」場面に同席することの了解を得た。「通級指導」は、週1回2時間連続で実施され、通級指導担当者2名、受講生徒2名と筆者で行われた。「通級指導」場面の関与観察の概要を表7に示す。

表7 「通級指導」場面の関与観察(調査1,調査6)

調査期間	202X+1年4月下旬~12月上旬	
場所	A県立高等学校 通級指導教室	
調査方法	「通級指導」場面の関与観察 受講生徒(2名)への半構造化面接	

受講生徒への半構造化面接については、研究の趣旨を口頭で説明し受講生徒の同意を得て実施した。

(1) A県立高等学校における校内体制に関する調査(調査1)

A県立高等学校を対象とした質問紙調査で、「授業や学習」「学校生活」「人間関係」「定期考査や評価」「進路指導」について、特別な支援を必要とする生徒に対して校内で行っている支援や配慮について尋ね、IBMSPSS 28を用いてそれぞれの項目についてクラスター分析(Ward法)によるタイプの類型化を試みた。その結果から、上記5項目に共通する悩みとして「教職員の共通理解を図ること」「今、行っている支援方法が適切かわからないこと」「生徒の自己理解が進まないこと」が浮かび上がってきた。

特に進路指導においては、多くの生徒が大学や短期大学、専門学校に進学する高等学校では、「共通テストの結果を見ても、自分の実力にあった進学先を考えること

ができない」という悩みがあがった。またA県では自宅から通学できる進学先は限られているため、進学後の一人暮らしや大学での単位修得を心配する声もあった。一方、多くの生徒が就職をする高等学校では、「自分の適性にあった職業選びが難しい」「就職したが離職してしまう」「就労支援機関との連携に不慣れであり、不安や負担を感じる」という声もあった。高等学校は社会との接続窓口であることから、どの高等学校でも卒業後の生徒の姿を思い浮かべながら支援を行っている。特に、進路決定においては、自分にあった進路先を決めるためにも、「自己理解を深めること」が大切である。また「巡回指導」では、生徒の自己理解を深める指導や、在籍校での指導・支援、特別支援教育及び「通級指導」に対する理解啓発を、在籍校の特別支援教育担当者と協働して取り組む必要がある。加えて、高等学校によって、教育課程や授業進度や授業内容、進路先、学校文化が大きく異なることから、受講生徒一人一人のニーズを適切に把握し、ニーズに沿った指導を行うためにも、在籍校と通級指導担当者との連携を円滑に行うことが非常に重要である。

(2) A県西部地区を中心とした公立中学校における通級指導に関する調査(調査2)

「通級指導」を受けていた生徒の在籍学級の担任に、「通級指導」の効果について4件法と記述で回答を求めた(表8)。「非常に効果がある」「効果がややある」を合わせると約98.4%が「効果がある」と回答している。

表8 中学校における「通級指導」の効果

効果	人数 62人	主な理由
非常に効果がある	31人 (50.0%)	・「通級指導」に行くことで、担任だけではできない指導、具体的な対応を継続でき、生徒が成長したから
効果がややある	30人 (48.4%)	・モチベーションを持って取り組む生徒と嫌々取り組む生徒で効果の差は大きい。 ・効果が出てきた生徒がいるが、「通級指導」だけでできるとは思わない
あまりない	1人 (1.6%)	・欠席が多く、あまり通えなかったから
ない	0人	

「巡回指導」により通級指導担当者が週1回来校しているある中学校では、通級指導担当者との窓口である特別支援教育主任の働きかけで、学級担任が通級指導担当者と情報共有を積極的に行っていた。学級担任は、「通級の先生の助言を参考にしたら生徒との関係が良くなった。他の生徒にも実践している」と述べている。堀川(2021,76-77頁)は、通級指導担当者の役割の一つとして、学級担任への支援を通じて生徒を支援する「間接的な支援」を挙げており、「通常の学級や特別支援学級の担任とつながり、通級指導のノウハウをいろいろな場で使ってもらえるように情報発信することである。(中略)

情報発信に当たって意識したいことの一つが、生徒指導にも生かすことができる特別支援教育の視点である」と述べているように、「通級指導」との連携によって、学級担任をはじめ、在籍校教職員の生徒理解が深まり、生徒の実態に応じた支援が行われるようになったと考える。高等学校で「巡回指導」が実施され、在籍高等学校との連携が深まるにつれて、各高等学校における特別支援教育体制が充実していくと期待する。

また、この中学校では、管理職も「通級指導」や特別支援教育の大切さを理解しており、特別な支援や配慮の必要な生徒の様子を気かけ、学級担任に日頃から生徒の様子を聞くなどしていたことも、「通級指導」の理解・啓発の促進につながったといえよう。このように、在籍学校(在籍学級)との連携を図るためには、通級指導担当者が一人で理解・啓発に取り組むのではなく、管理職が特別支援教育や「通級指導」の意義について理解し、教職員の理解・啓発に取り組む必要があるといえる。

(3) A県立高等学校における通級指導の現状(調査3)

訪問調査において、通級指導担当者6名と通級指導実施高等学校の特別支援教育コーディネーター4名を対象に、「通級指導」に係る校内体制で大切だと思うことを16項目(表9)から5つ選んでもらい、選択された項目を1点として平均を出した。

表9 「通級指導」に係る校内体制整備にとって大切なこと(選択群)

番号	項目
A	校内で実態把握をするための書式やアセスメントシート等の整備
B	個別の指導計画作成の手順や役割分担
C	教育課程への通級指導の位置づけ
D	校内分掌や学年による通級指導のサポート
E	生徒の選定から入級決定までのプロセスの明確さ
F	評価や単位認定に関する教務規定の整備
G	管理職のリードによる教員間の共通理解
H	調査書や指導要録など公的文書への記載方法の明確さ
I	生徒の選定で専門的意見を参考にする仕組み
J	校内の全生徒に対する通級指導の説明
K	全保護者に対する通級指導の説明
L	通級指導を運営するための施設・設備の整備
M	発達障害への指導・支援に対する教員の共通理解
N	通級指導の参観(管理職や他の教職員)

その結果が図1の通りである。「管理職のリードによる教員間の共通理解」(平均点0.7/1)、「発達障害への指導・支援に対する教員の共通理解」(同0.7/1)、「管理職や他の教員による通級指導の参観」(同0.6/1)が「通級指導」の校内体制整備に必要であることが分かる。このことから、「自校通級」においても、「通級指導」だけで受講生徒の指導や支援を行うのではなく、校内で「通級指導」について共通理解を図り「通級指導」と他の教職員が連携を取っていくことが必要であるといえる。計良(2008,15頁)が「通級指導」と学級担任との連携

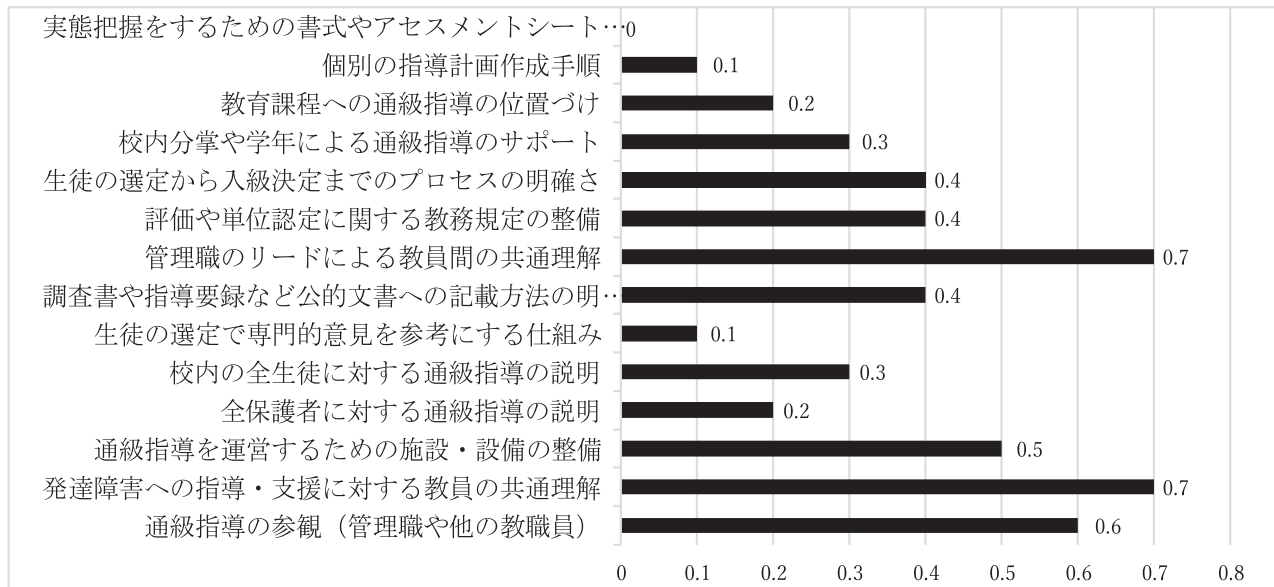


図1 「通級指導」に係る校内体制整備で大切だと思う事(平均点,満点:1.0)

について「両者がお互いの環境や指導方法を理解し、積極的にコミュニケーションを図っていかないと両方の指導効果が半減」と述べているように、「巡回指導」では、在籍校との連携が一層重要になる。

(4) A県立高等学校における通級指導に対する期待(調査4)

「通級指導」では生徒一人ひとりのニーズに応じた個別の指導を行っている。中学校および高等学校の通級指導担当者への事前訪問調査で、通級指導担当者から、「専門性を維持するためには研修は必要」「通級指導担当者の専門性として他の先生は何を期待しているのか知りたい」という意見が寄せられた。

そこで、「通級指導」を実施している高等学校の特別支援教育コーディネーターおよび特別支援教育担当者と、「通級指導」を実施していない高等学校の特別支援教育担当者として、通級指導担当者に期待することについて違いがあるかどうかを探るため、表10の項目について、通級指導担当者の専門性として「期待すること」を5項目選んでもらい、選択された項目を1点、選択されなかった項目を0点として、平均値を比較し順位を付けた。さらに、通級指導担当者には、通級指導担当者の専門性として大切だと思う事を表10から5項目選択してもらい、選択された項目を1点、選択されなかった項目を0点として平均値をだし、順位を付けた。通級指導担当者には、通級指導担当者の専門性として「不安に感じていること」を表10の項目から5つ順位をつけて選んでもらった。不安が高い順位第1位の項目に5ポイント、第2位の項目に4ポイント、第3位の項目に3ポイント、第4位の項目に2ポイント、第5位の項目に1ポイントを与え、そのポイントの合計数をもって各項目の素点として、選択された項目の度合いを比べ、多いのものを順位を付けた。これらの調査結果を表11に示す。さらに、訪問調査の同

意が得られた、「通級指導」未実施のA県立高等学校、「自校通級」を実施している高等学校を訪問し、それぞれの理由を半構造化面接で尋ねた。

表10 通級指導担当者の専門性として大切だと思う事(選択群)

記号	項目
A	保護者への支援や保護者との協働ができる
B	生徒の自尊感情やプライバシーに配慮することができる
C	障害特性の実態把握のためのアセスメントスキルがある
D	生徒の実態やニーズに応じた指導ができる
E	高等学校卒業後のニーズの把握ができる
F	外部機関・専門家との連携ができる
G	教科担当者への助言ができる
H	高等学校卒業後の生活に結び付いた指導ができる
I	指導目的や内容を教員に説明できる
J	生徒からの相談を受けることができる
K	自立活動を参考に指導できる
L	個別の指導計画の作成と評価ができる
M	通級指導で使用する教材を整える
N	教科の基礎となるスキルの実態把握ができる
O	学校全体での共通理解を図ることができる
P	学級担任と連携を図ることができる
Q	必要な情報を進路先に伝達することができる
R	中学校への高校通級の理解啓発に取り組むことができる

表11から、「生徒の実態やニーズに応じた指導ができる」「障害特性の実態把握のためにアセスメントスキルがある」ことは大切だと考えられているが、そのことに対し通級指導担当者は不安を感じていると言える。訪問調査では、「大切なことだから、不安だ」「自分のやっている事は不安しかない」という回答があった一方で、「通級担当が二人いて、特別支援教育コーディネーターや学級担任と指導内容を相談できるのであまり不安はないが、通級の担当が一人だったらとても不安だと思う」

表11 通級指導担当者の専門性について

順位	期待すること (特別支援教育担当者 17名)	期待すること (特別支援教育コーディネーター 6名)	大切だと思う事 (通級指導担当者 13名)	不安に思うこと (通級指導担当者 10名)
1	・生徒の実態やニーズに応じた指導ができる	・生徒の実態やニーズに応じた指導ができる	・生徒からの相談を受けることができる ・学級担任と連携を図ることができる	・障害特性の実態把握のためのアセスメントスキルがある
2	・障害特性の実態把握のためのアセスメントスキルがある ・保護者への支援や保護者との協働ができる	・障害特性の実態把握のためのアセスメントスキルがある ・生徒の自尊感情やプライバシーに配慮することができる	・生徒の自尊感情やプライバシーに配慮することができる。 ・生徒の実態やニーズに応じた指導ができる	・生徒の実態やニーズに応じた指導ができる ・高等学校卒業後の生活に結び付いた指導ができる
3	・生徒の自尊感情やプライバシーに配慮することができる ・学校全体での共通理解を図ることができる ・外部機関・専門家との連携ができる	・生徒からの相談を受けることができる ・学級担任と連携を図ることができる	・高等学校卒業後のニーズを把握できる	・教科の基礎となるスキルの実態把握

という回答もあった。通級指導担当者として「生徒の実態やニーズに応じた指導ができる」ことや「実態把握のためのアセスメントスキルがある」ことが専門性として求められており、専門性を担保するために学び続けることが必要であり、研修機会を保障するとともに、人材育成に力を入れる必要があると言える。

また、ある通級指導担当者は、「アセスメントスキルはあった方がいいけど、自分ひとりでやらなくてもいいと思う。その子に関わるいろんな教員がいろんな角度からその子の事を見て話し合って考えるのがいいと思う。LD等専門員やスクールカウンセラーとかその子の主治医とか、専門的な知識のある人に相談しながら、その子のことをみんなで考えていくことで、共通理解は図れるし、その子のためになると思う」と述べていた。このことから、通級指導担当者を複数名配置したり、関係機関と綿密な連携を図ったりすることで、通級指導担当者の不安を軽減することができ、より多面的に受講している生徒を理解し、より充実した支援や指導が可能になると考える。一方、「通級指導」が実施されていない高等学校の特別支援教育担当者は、通級指導担当者の専門性として、「保護者への支援や保護者との協働ができる」「学校全体の共通理解を図ることができる」「外部機関・専門家との連携ができる」ことを期待している。訪問調査で理由を尋ねたところ、「自分が特別支援教育担当者として困っていることなので専門の先生に協力してもらいたい」「保護者の理解が得られないので、専門の先生から説明してもらいたい」などの理由が挙げられた。さらに、訪問調査では、「通級指導の対象となるような重い障害の生徒は在籍していない」「個別の学習指導がしてもらえるのか」「通級指導というのは特別支援学級と

は違うのか？」等の意見や疑問が寄せられた。A県教育委員会では、「通級指導」に関する理解・啓発を行っているが、高等学校の教員の認知度は低く、さらなる理解・啓発が必要であると言える。

(5) B県立高等学校における「巡回指導」の成果と課題 (調査5)

A県に隣接するB県の県立高等学校では、異動してきた特別支援学校籍の教員と高等学校籍の教員の2名で「巡回指導」を行っている。「巡回指導」は放課後の時間帯に行われている。拠点校から巡回先の高校までの移動に時間がかかること、希望者が増えており、隔週でしか指導ができない生徒が出てきているなどの課題もある。

B県立高等学校では全日制普通科高等学校が拠点校に指定されている。その高等学校は、卒業後に大半の生徒が4年制大学に進学する学校である。通級指導担当者は、自校と他校(巡回指導)の生徒支援を行っている。当初は、校内からの相談が少なかったが、教職員の「通級指導」についての理解が深まるにつれて、校内からの相談が増え始めているという報告もあった。巡回先では、「通級指導」実施後に、コーディネーターの先生に加えて担任とも指導内容や生徒の実態について情報共有をしている。継続して支援や指導を行うために、在籍校でも継続してできる支援を提案し、担任に指導をしてもらう取り組みをしている例があった。この事例では、当初は「通級指導」に懐疑的であった担任が、自ら生徒の指導に関わることで生徒の変容を実感し、「通級指導」や特別支援教育に対する理解が進んでいった。「巡回指導」では、通級指導担当者が週1回程度しか来校しないため、継続した指導や生徒が困った時にタイムリーに指導を行

うことが行いにくい。そこで、通級指導担当者は、在籍校でできる指導や支援を提案し、在籍校の教員が継続して指導を行うことで、継続的な支援を可能にしていた。また、在籍校の教員を巻き込んで指導を行うことで、在籍校の特別支援教育体制が充実していくことが期待できた。

「巡回指導」を実施しているB県立高等学校での通級指導担当者の各高等学校での大きな違いは、「教科の授業担当」の有無である。授業を担当している通級指導担当者は、「授業があることで、校内の教職員との連携ができる」ことをメリットとして挙げているが、一方で「今後通級指導の対象が増えると、定期的に行う授業の実施は困難になる」とも述べている。教科の授業を担当していない通級指導担当者は、「授業がないことで「通級指導」の業務に集中できる」「要請があった時に他校を訪問するスケジュールの調整がしやすい」ことをメリットとして挙げており、デメリットは「特にない」という回答であった。「通級指導」は受講生徒一人一人のニーズに応じた指導をする必要があり、入念な準備も必要である。また受講生徒の在籍校との連携や他校からの相談依頼に応じるためにも、担当者が「通級指導」に専念できる環境が必要であるといえる。

(6) A県立高等学校における実践的研究(調査6)

A県立C高等学校で202X+1年4月下旬から12月上旬の約7ヶ月間、「通級指導」の関与観察を行い、受講生徒へのインタビューを実施した。C高等学校では、「共感的に関わることで、生徒はいずれ自分の力で歩き出す」と考え「受容」「傾聴」「共感」を心がけ生徒の自尊感情を大切に「通級指導」を行っていた。例えば、「通級指導」のプログラムが決まっても、受講生徒から相談があれば、時間を割いて生徒の話に耳を傾け、生徒の思いを受け止め、生徒の考えを一緒に整理し、「どうしたいのか」について話し合っていた。通級指導担当者は「通級指導を受けている生徒たちは、日頃から学校生活で上手く行かないことが多いだろうと思う。だからこの「通級指導」の時間は、何を話しても、どんな失敗をしても大丈夫な時間にしたい」と語っている。ここでの指導を受けていた生徒へのインタビューで、「通級は自分にとってないと困る時間。自分のダメなところも知れるし、どうしたらいいかを先生と一緒に考えてくれるし、リラックスできるし、相談もできる。自分の困っている事に合わせて授業をして下さって本当に良かったです」と述べている。また、人間関係のトラブルがあった後で通級指導担当者に手紙を書いて自分の思いを伝えていたが、後日「手紙を書くことで嫌なことを思い出して辛かったが、自分の気持ちを分かってくれる先生に手紙を書くことで、辛さが和らいだし、気持ちの整理ができた」と述べている。信頼している通級指導担当者に自分に気持ちを話したり手紙を書いたりすることで、自分自身と向き合い、自己理解を深めることができたといえる。また、「通級指導」で自分の気持ちを分かってくれる大人と過ごした時間は、この先のこの生徒の心の支え

となると考える。

また、受講生徒は、「通級指導は、「幸せだな」「もっと頑張りたいな」と思える時間で、卒業後も機会があれば「通級指導」を受けたい」と述べている。また、受講生徒の一人は中学校での「通級指導」について、「自分から希望して「通級指導」を受けたいけど、授業を抜けて行くので、「いじめられたら嫌だな」と思ったし、抜けていった授業のプリントを友達に見せてもらうのを遠慮してしまい、自分にとっては逆効果だった」と述べている。

このことから、「巡回指導」においても、受講生徒が「特別な指導を受ける特別な存在」とならないように在籍校(学級)教職員及び生徒に対する「通級指導」の理解啓発が不可欠であり、通級指導担当者は各高等学校における特別支援教育体制及び学級作りをサポートする必要があると考える。

6. A県立高等学校における拠点校方式による「巡回指導」の課題と解決の手立て

教育課程の編成、課程・学科、卒業後の進路や学校文化などが異なる高等学校での「巡回指導」では、小中学校における「巡回指導」と異なる課題が想定され、義務教育とは異なる高等学校の特色を考慮した解決の手立てを検討する必要がある。そこで上記調査(1)～(6)を通じて得られた知見をもとに、「巡回指導」導入にあたり解決すべき課題を項目ごとに整理した(表12)。

表12 「巡回指導」導入期に解決すべき12の課題

(1)	「高校通級」の理解・啓発について
(2)	「巡回指導」の必要性について
(3)	拠点校の配置について
(4)	通級指導の時間帯について
(5)	通級指導担当者について
(6)	拠点校内での通級指導担当者の位置付けについて
(7)	指導内容について
(8)	進路に向けての支援について
(9)	在籍校との連携について
(10)	保護者との連携について
(11)	関係機関との連携について
(12)	通級指導教室の設備・備品について

以下、各課題の解決の手立てについて述べる。

(1) 「高校通級」の理解・啓発について

1) 高等学校教職員への理解・啓発

① 課題

「通級指導」未実施高等学校の特別支援教育担当者18名に対する質問紙調査において、「高校通級について説明できるか」について「詳しく説明できる」「だいたい説明できる」「少し説明できる」「説明できない」の4件法で尋ねたところ、「詳しく説明できる」「だいたい説明できる」という回答は4名であった。また「少し説明できる」と回答した担当者9名のうち4名に対し、訪問調

査の際に「高校通級」について説明を求めると、「専門の先生が特別な指導をするところ」「特別支援学級とは違うらしい」「補習をする場所」という回答であった。「5(4) A県立高等学校における「通級指導」に対する期待(調査4)」で述べたように、高等学校の特別支援教育担当者は、通級指導担当者が保護者の支援を行ったり、教職員への理解・啓発を行うことを期待している。これらのことから、高等学校教職員への理解・啓発が必要であると言える。

② 解決の手立て

高等学校教員向けの「手引書」(表13)を作成し、教育センターでの研修会や校内研修会で活用する。校内の特別支援教育体制は、「通級指導」の基盤となるため、「手引書」には特別支援教育や校内体制に関する章を設けた。また、「通級指導」は「できないことをできるようにする」ことが目的ではなく、生徒一人一人の自尊感情を大切に、今持っている力をどう発揮するかということに力点を置いている事について、教職員の理解を得る必要があることから、「高校通級で大切にしていること」についての項目も必要である。

表13 高校教員向け「手引書」の内容
(「高校通級スタートブック」(宮城県総合教育センター,2021)を参考に)

章	節	内容
第1章 基礎的 知識	1. 特別支援教育	・インクルーシブ教育システムとは ・学校における「合理的配慮」とは ・連続性のある多様な学びの場とは
	2. 「通級による指導」の制度	・指導の形態 ・対象生徒 ・指導内容 ・特別の教育課程 ・評価と単位認定
	3. 入級のプロセス	・中学校からの引継ぎ ・生徒の実態把握 ・校内委員会の開催 ・本人・保護者との合意形成
第2章 指導内容	1. 「高校通級」で大切にしていること	・高校通級で大切にしたいこと ・生徒と関わるときに大切にしていること
	2. 指導内容の例	・感情のコントロールが苦手な生徒 ・自分の事ばかり話してしまう生徒 ・スケジュール管理が苦手な生徒 ・想定した通りにならないと不安になる生徒
第3章 校内支援 体制	1. 校内支援体制	・校内の支援体制 ・通級担当者と担任、教科担当との連携 ・保護者との連携
第4章 進路指導	1. 進学に向けての支援	・志望校決定や入学試験に向けての支援 ・大学入試共通テスト、個別試験に向けての支援
	2. 就職に向けての支援	・就労の方法について ・相談機関、就労支援機関との連携について

筆者作成

また、巡回先の高等学校の教職員を対象に「通級指導」を公開することも有効だと考える。横山・武田(2015, 146頁)は「中学校通級指導教室」の公開を行い「参観した職員は生徒に対する見方が変わり、支援のあり方によって生き生きと学習できる生徒であるという新しい見方ができるようになった」と公開授業が理解啓発に効果があったと述べている。A県立高等学校の「通級指導」でも、校内の教員が「通級指導」に指導者として参加したり、参観できる取組みを行っている。通級指導担当者が在籍校に常駐していない「巡回指導」では、「通級指導」の意義や目的を理解してもらうために「いつ、誰に対して、何を伝えるのかという、より具体的で計画的な」(横山・武田,2015,47頁)公開が有効だと考える。また、公開することについて受講生徒の了解を得たり、参観する教員と生徒の間に配慮するなど、生徒の心理的な負担を考慮することが必要である。

2) 保護者・関係機関への理解・啓発について

① 課題

通級指導担当者への訪問調査から、生徒や保護者に「通級指導」について説明をすると、「学校で補習がしてもらえる」と受講を希望する生徒や保護者が一定数いること、「通級指導」を勧めても「就職や進学で不利になる」と受講を躊躇う生徒や保護者がいることが明らかになった。また中学校通級指導担当者や学級担任からは「高校での通級はどうやって申し込むのか知りたい」という希望もあった。「通級指導」の指導内容や期待される効果、受講までの手続きなどについて保護者や中学校をはじめ関係機関にも周知することが必要であるといえる。

② 解決の手立て

課題を解決するために、保護者と関係機関向けの「リーフレット」(表14)を作成し、教育委員会や各高等学校のホームページでも閲覧可能にする。加えて、中学校の通級指導教室や教育相談担当者、養護教諭等に配布し、必要な生徒・保護者への周知を狙う。保護者に対しては、各高等学校の入学説明会や保護者会等を通じて配布し、説明を行う。その際には高等学校における「通級指導」は授業を抜けて指導を受けるのではないこと、単位として認定されること、「通級指導」を受けていることは学校での成績に関係ないことや指導要録や調査書にも記載されることを伝える必要がある。

関係諸機関(医療機関、相談機関、就労支援機関等)を訪問して「リーフレット」を手渡すことが顔の見える連携につながると思われる。

表14 保護者・関係諸機関向け「リーフレット」の内容

項目	内容
1 対象生徒	・こんなことに困っていませんか? 例) 気が散って勉強に集中できない 自分の気持ちが上手く伝えられない 極端に片づけが苦手
2 指導内容	・学習や生活に困難さがあり、一部特別な指導を必要とする生徒 ・本人および保護者の合意が得られた生徒 ・自立と社会参加を目指し、学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導 例) 感情のコントロールの仕方 自分の強みを活かした学習方法を身に付ける 場面に応じた言動を身に付ける
3 評価と単位認定	・一人一人のニーズをもとに内容を決定 ・教科の学習ではありません ・他の教科と同様に教育課程に位置づけられ、「自立活動」として単位認定し、調査書等に記載する
4 指導時間	・選択科目として授業時間にまたは放課後に通級指導教室で受ける
5 指導の流れ	「通級指導受講希望」意思の表明→面談、お試し通級 →在籍校で協議決定→面談(合意形成)→通級指導の開始
6 「通級指導」の効果	・自己理解が深まり、自己肯定感が高まる ・自立に向けての力、学習方法、社会性を身に付ける
7 相談受付	・まずは在籍校の担任や特別支援教育担当者にご相談ください ・〇〇高等学校に在籍している生徒・保護者 〇〇高等学校 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 担当 △△ ・上記以外の高等学校に在籍している生徒・保護者 □□高等学校(拠点校) TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇 担当□□

(B県立高等学校作成「生徒保護者用リーフレット」を参考に筆者作成)

3) 拠点校および在籍校の高校生に対する理解・啓発

① 課題

「通級指導」受講生徒は、半構造化面接のなかで、

「中学校の通級では周りの目が気になったし、抜けた授業で使ったプリントを友達に見せてもらうのも友達に申し訳なくてだんだん頼めなくなった」と述べている。また、中学校教員への訪問調査でも「自分の学級に「通級指導」を受けている生徒がいる時は、その生徒が安心して「通級指導」に行けるように、クラスの生徒に「通級指導」を受ける目的を説明し、その生徒が浮かないように気をつけている」と回答があった。A県立高等学校への訪問調査では、「中学校で「通級指導」を受けていた生徒の中には「通級に行っていたけど友だちに馬鹿にされて嫌だった」「支援されると馬鹿にされる」と教職員の支援を拒む生徒がいることが報告された。佐々木・武田(2012,86頁)は中学校通級指導担当者を対象とした調査から「特別な教育的ニーズのある子どもたちとその周囲の子どもたちへの双方への配慮」が「通級指導」を受けやすい環境整備に必要であると述べている。これらことから、「通級指導」を受ける生徒だけでなく、全ての生徒が安心して過ごせる学校文化の醸成が必要であるといえる。

② 解決の手立て

伊藤・柘植(2015,36頁)は、周囲の生徒の理解に関して、「クラスにいる発達障害のある子どもを仲間として受け入れられるかどうかは、共に学んできた学級の雰囲気や、担任の対応による影響が大きい」と述べている。また、曾山(2022,23頁)が「発達の問題を抱える子の存在が学級文化の中で、「ごく当たり前」に周りの子の目に映るような、温かく優しい「学級文化」こそが、共生社会の文化と言える」と述べ、「関わりのモデルを教職員が示し、子ども同士が関わる機会を大切にし、自分達にも苦手な事があり、自分達も支援を受けていることを周囲の生徒に伝えながら、どの子も安心して過ごせる学級を作ることが大切だ」と述べているように、まず支援の必要な生徒がどこにいるか分からないような学級経営を目指すことが必要だと考える。伊藤・柘植(2015,37頁)が「周囲の子どもに理解を求めると同時に、教員には、発達障害のある子どもに対する自身の態度が、クラスの子ども全体に大きく影響を与えているということ認識できるよう働きかけることも期待されている」と述べているが、通級指導担当者が、在籍校の管理職や特別支援教育担当者と協力して、在籍校の教職員を対象とした「学級作り」についての研修を行うことも必要になってくると思われる。教職員の特別支援教育に対する理解啓発を促し、その上で、生徒を対象とした「通級指導」や「インクルーシブ教育」等についての理解・啓発を行う必要がある。また、「自己理解・他者理解に関する研修会」「人権教育」「人間関係作りのワークショップ」などを行い、生徒自身の自己理解を深めたり、人間関係を広げたりする機会を設定していく。「通級指導」についての説明をする際には、事前に「通級指導」を受講している生徒や保護者にどのような説明を行うのかを伝えておくと、受講生徒も安心して説明を聞くことができると考える。

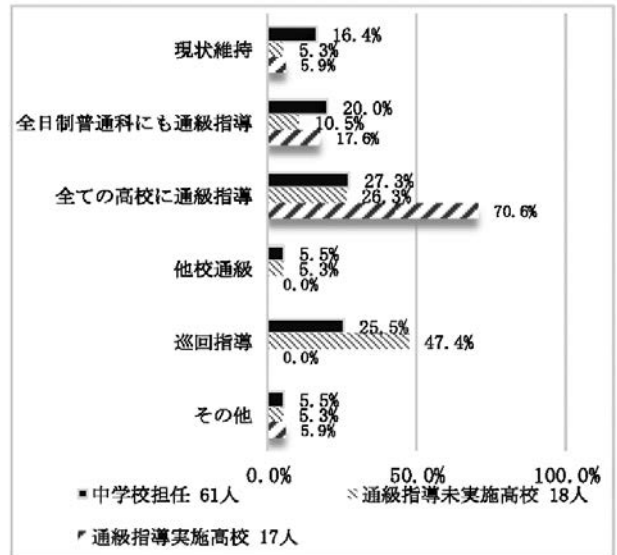


図2 今後A県立高校の「通級指導」についてどう思いますか？

表15 「巡回指導」についてどう思いますか？(A県立高等学校通級指導担当者7名)

分類2	分類1	回答
メリット	先入観のない先生との面談	<ul style="list-style-type: none"> 生徒からすると良いかもしれない。外から来る人に話ができるっていうのがいいかも。割と素直になるのかもしれない。 本校の職員じゃない目線で生徒を見る事ができる。生徒も「学校で先生達が自分達のことを〇〇と思っている」っていうのがない。先入観のない先生との相談。なんとなくSCとの面談みたいなの、ちょっと距離のある方に定期的に会う感じがな。相談できる人に相談するみたいに認識する生徒がいるかも。
	通常の学級との連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携はどうするのか。その生徒のことを何も知らない。やった内容をどう返すかとか、そういうのはどういう形にするのかっていうのが疑問。より「特別な先生に特別な場で、治療的なことをしてもらって、良くなって出てくる」みたいなイメージが強くなるのではないかな。 いつも一緒にいる教員が「こないだこうだったから一緒にちょっとこれやってみようよ」とかかっていう話はもう一切ない。切り取られた学校生活で困っていることとかがデータとしていって、それに応じた指導になると思う。そうすると、その子のニーズに応じているのかもしれないけど、それは、本当にニーズに応じていると言えるのか。 通級指導でやったことが学校に戻るっていうのもなかなか難しくなる。 表面的な困った事とか、ニーズと呼ばれるものに対する指導にはなると思うけど、その子の本当の成長に繋がるとか人間的な繋がりの上に成長が乗って来るとか、とかかっていうことにはなりにくくなるんじゃないかな。 学校で出会った時に、ちょっと声を掛けるとか相談に乗るとかできないですね。
デメリット	通級担当との関係	<ul style="list-style-type: none"> 話してくれるまでにすごく時間がかかるのではないだろうか。
デメリット	在籍校の教員が一緒に指導	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が、在籍校で相談できる体制が必要だから、在籍校の先生がリードして指導をするのがいいのではないかな。 在籍校の先生が1人、指導に入ると連携も取りやすい。担任とか教育相談の先生とか。 学校自体も変わらないといけな。管理職の考え方、リーダーシップ次第。

(2) 「巡回指導」の必要性について

1) 課題

現在、A県西部地区で「自校通級」を行っている県立高等学校は、全日制総合学科と定時制・通信制の併設校の2校であり、全日制普通学科や専門学科に進学する生徒は、「通級指導」を受けることができない。また、全ての高等学校で「通級指導」を実施するためには、通級指導担当者の育成や人材確保、各高等学校の教育課程の整備や教室環境の整備が必要であり実現には時間がかかる。

「3. 先行研究」で示した表2からもわかるように「他校通級」は、生徒が学校を移動して受講する必要がある、生徒や保護者の負担が大きい。また、通級指導担当者と在籍校の教員が顔の見える連携を図ることが難しいなどの課題がある。

質問紙調査で、中学校学級担任に、「中学校で通級指導を受けた生徒は高等学校でも「通級指導」が必要と思うか」について「非常に必要」「必要」「あまり必要ない」「必要ない」の4件法で尋ねた。「非常に必要」「必要」合わせて82.8%が「高等学校でも「通級指導」が必要」と回答、17.2%が「あまり必要ない」と回答している。高等学校でも「通級指導が必要」と考える理由として「通級指導が必要な生徒は環境の変化に弱く、高校入学後のサポートが必要」「社会に出るまで継続的に学ぶことが必要。中学校3年間では足りない」という回答が多かった。また、今後のA県立高等学校の通級指導体制としてどのような形態が望ましいと思うかについて質問紙で尋ねたところ(図2)、中学校学級担任の27%が「全ての高等学校で「通級指導」を実施することが望ましい」、25%が「巡回指導が望ましい」と回答している。「通級指導」を実施していない高等学校の特別支援教育担当者の48%が「巡回指導が望ましい」と回答しているが、主な理由として「通級指導を必要とする生徒が設置校にいつもいるとは限らない」「全ての高校で「通級指導」が必要だと思うが、実現は無理だろう。だからせめて巡回指導で見て欲しい」ということであった。大西(2019,105-108頁)が、高等学校では「通級指導」が必要な生徒が入学直前まで明確にならないので、必要な生徒が現れてもすぐに「自校通級」を始めることができないため、「他校通級」や「巡回指導」などの体制整備が必要だと述べているが、「他校通級」は他校で指導を受けることや移動など生徒の負担が大きいことから、拠点校方式による「巡回指導」の体制整備が必要であると考えられる。

しかし、一方、図2で示したように、通級指導担当者は、今後のA県立高等学校の「通級指導」体制として「巡回指導」や「他校通級」を選択していない。訪問調査で、通級指導担当者に「巡回指導についてどう思うか」について尋ねた結果を表15に示す。「巡回による指導」に対して、高等学校の通級指導担当者は、「在籍校との連携をどのようにして図るのか」「生徒の学校生活を把握できない中で、本当に生徒のニーズに合った指導がで

きるのか」「外から先生が来て指導をすることで、「通級指導」が学校とは切り離された病院のような場になるのではないか」ということを懸念していた。

2) 解決の手立て

「巡回指導」のメリットとして、ある通級指導担当者は、「日ごろの自分を知らない人だから生徒は素直に話せるのではないか」「よその学校の先生が指導するとなると、生徒にとって通級の先生は「評価をする人」ではない。だから、自分の気持ちや考えを言いやすいかもしれない」と述べている。また、「通級指導」が行われていない高等学校の特別支援教育担当者は、「通級指導に私たちが同席することで、私たち教員も指導方法や関わり方を学ぶことができると思う。他の先生方も、校外から来た先生の助言なら耳を傾けるのではないかと思う」と「巡回指導」に期待をしている。

「巡回指導」を導入することで、「通級指導」を受ける生徒の物理的負担や心理的負担を軽減できると考える。生徒にとっては慣れ親しんだ環境で安心して「通級指導」を受けることができるというメリットもある。また、在籍高等学校にとっては、通級指導担当者が各高等学校を巡回訪問するため、通級指導担当者と直接会って生徒について情報共有をし、支援方針について話し合うことが可能になる。加えて、「通級指導」を受けていない生徒についても相談をすることができるなど、各高等学校における特別支援教育体制の整備を推進することが可能である。

しかし、通級指導担当者が指摘しているように、「個別の支援が必要な生徒の指導は、学校の外からやってくる専門の先生に任せておけばいい」と在籍校の教員が捉え、「通級指導」と在籍校での学びが切り離されてしまうことがないようにしなくてはならない。そのためには、全ての高等学校において特別支援教育体制をさらに充実させ、在籍校と「通級指導」の学びの連続性が担保できるように「通級指導」に係る理解・啓発を継続的に行う必要があるといえる。

(3) 拠点校の配置について

1) 課題

現在、A県西部地区にある「自校通級」実施高等学校は他校から遠距離にある。A県では公共交通機関が十分に発達しておらず、通級指導担当者は自家用自動車での移動が必要になるため、そこから「巡回指導」を行うとすれば通級指導担当者の移動の負担が大きくなる。また、特別な支援を必要とする生徒が多く在籍する高等学校を拠点校にすると「巡回指導」に手が回らなくなるだろうし、教員数の少ない高等学校を拠点校にすると、通級指導担当者が校務分掌や教科担当も担わなければならない可能性があると思される。また、現在A県では全日制普通科の高等学校で「自校通級」が実施されていない現状もある。

2) 解決の手立て

1) で示した課題を解決するためには、通級指導担当

者の移動の負担が少ないA県西部地区の中心部に位置する全日制普通科高等学校を拠点校とすることが好ましいと考える。

(4) 通級指導の時間帯について

1) 教育課程の一部に加える場合に想定される課題

放課後に「通級指導」を実施することになるため、次の4点の課題が想定される。

- ① 指導可能な生徒数の限定：放課後に巡回先の高等学校を訪問するため、1日に指導できる生徒が1名程度に限られ、1週間で5名の指導しか行えない。
 - ② 受講生徒の授業時間数の増加
 - ③ 放課後に残って指導を受けることに対する受講生徒の心理的負担や抵抗
 - ④ 教員の勤務時間：「巡回指導」終了後に、在籍校の教員と情報共有を行うため、通級指導担当者や在籍校の教員が超過勤務となると想定される。
- ##### 2) 「通級指導」を教育課程の一部に替える場合に想定される課題
- ⑤ 教育課程の一部に替えることが難しいこと：高等学校によって教育課程は異なり、さらに「自立活動」に替えることのできない科目も定められている。教育課程内に「通級指導」を実施するためには、教育課程の大幅な見直しが必要になる。
 - ⑥ 生徒の心理的負担：他の生徒が「教科学習」を受けている中で、一人だけ「自立活動」の授業を受けることに対する心理的な不安が生じると思われる。中学校で「通級指導」を受けていた生徒の中には、周囲の生徒から冷やかしからかいを受けた経験があり、支援を受けることに拒否的になっている生徒がいることがA県立高等学校への訪問調査から明らかになっている。

3) 解決の手立て

1) および2)で整理した課題①～⑥を解決する手立てを述べる。

① 指導可能な生徒数の限定について

1日に指導可能な生徒数を増やすためには、拠点校に配置する通級指導担当者を2名以上にする。そうすることで、1日に2名の生徒の指導が可能になる他、通級指導担当者同士で生徒の指導について協議をしたり、1名が不在の場合にも指導を行うことができる。

また、文部科学省(2018,4-50頁)で述べられているように、「通級指導」の対象となる生徒がコミュニケーションの能力や対人関係に課題がある場合や、複数人で指導を行った方が、教育上効果があると思われる場合には、本人・保護者の同意を得たうえで、放課後の小集団での指導を行うことも考えられる。また、文部科学省(2018,57頁)には、「通級指導はあらかじめ年間計画の中に組み込み、教育課程に位置付ける場合には、長期休業中に行った「通級指導」を授業時間数に算定することができる」と述べられていることから、長期休業中にも「通級指導」を実施することで、継続的に指導を積み重

ねることができる。

② 受講生徒の時間数の増加について

「通級指導」の受講にあたり、放課後の時間帯に指導が行われること等を本人と保護者に説明をし、同意を得る。また、受講の目的や「通級指導」を通じてどんな自分になりたいのか等を本人と話し合い、受講意欲を高めることも必要である。在籍校の教職員に対しては、放課後に実施する「通級指導」も授業であることを管理職から説明し、放課後にさらに「授業(通級指導)」を受ける生徒の心理的負担に対して理解と配慮を求めることが必要である。

③ 放課後に残って指導を受けることに対する「通級指導」受講生徒の心理的負担や抵抗について

受講する生徒が困った時に相談できる在籍校の教員を、生徒と相談して事前に決めておくことで、「通級指導」に対する生徒の思いを聴き取る。

部活動に参加している生徒の「通級指導」は部活動がない曜日に実施することが望ましく、また、部活動顧問もその生徒がどんな目的で「通級指導」を受講しているのかを理解し、部活動内での理解・啓発を行う必要がある。

発達障害等の生徒の中には、学校生活で経験するストレスが多く、授業終了後に学校に残って「通級指導」を受けることを負担に感じる場合もあると思われる。その場合には、隔週で実施する「通級指導」と長期休業中の「通級指導」を組み合わせたり、昼休憩に短時間の「教育相談」(面談)を積み重ねたりしながら、放課後の「通級指導」につなげていくなどの工夫も必要だと考える。

④ 教員の勤務時間について

「巡回指導」実施後の情報共有に参加したために勤務時間が延長した在籍校の教員と通級指導担当者に対して、勤務時間の振替を行う。その際、在籍校の教員は担任や教科担当をしていることもあり、事前に決められた日に振替休暇を取得することができない場合も想定できることから、振替先の曜日や時間を柔軟に対応できるようにする必要がある。また、通級指導担当者は、柔軟かつ適切な対応を可能にするため、在籍校で授業を担当しないことが望ましいと考える。

⑤ 教育課程の一部に加えることが難しいことについて

教育課程の一部に加えることが最善ではないので、各高等学校で生徒の実態や学校の実情に合わせてどのような形態が馴染むのかを検討する。

⑥ 教育課程の一部に替える場合の生徒の心理的負担について

「(1)「高校通級」の理解・啓発について 3) 拠点校および在籍校の高校生に対する理解・啓発」でも述べたように、生徒同士がお互いの良さや違いを認め支え合い、支援の必要な生徒がどこにいるか分からないような学級経営を目指すことが必要だと考える。併せて教職員も、自分自身の特別支援教育や「通級指導」、障がい

対する考え方が、知らない間に周囲の生徒に影響を与えていることを意識し、自分自身と向き合う必要がある。また、人それぞれ認知特性や考え方の癖が異なることなどを学校全体で学び共通理解を図っておくことも必要である。

加えて、科目の名称の工夫や「通級指導」を受ける教室の配置にも配慮が求められる。

以上の①～⑥の課題を解決するためには、教育委員会のリーダーシップのもと拠点校と在籍校で連携を図っていくことが必要である。また受講している生徒が安心して堂々と「通級指導」を受けることができるためには、在籍校の温かい雰囲気が必要である。受講生徒がどんな気持ちを抱えて学校生活を送り、「通級指導」を受けているのか、ということに周りの大人が思いを馳せることも必要であろう。

(5) 通級指導担当者について

「巡回指導」を行う通級指導担当者には、高い専門性とコミュニケーション能力が求められる。受講生徒や保護者との信頼関係が構築できるだけでなく、拠点校や在籍校に馴染んで「通級指導」の存在をアピールしながら、学級担任をはじめとする在籍校の教職員としっかりとつながることのできるコミュニケーションスキルが求められる。そのため次の2点が課題として挙げられる。

1) 通級指導担当者の専門性の担保について

① 課題

本研究で実施した調査から、通級指導担当者は、「障害特性の実態把握のためのアセスメントスキル」「生徒の実態やニーズに応じた指導ができる」ことに不安を感じていることが分かった。「巡回指導」においては、生徒の多様なニーズに対応することが求められ、在籍校と円滑なコミュニケーションを図ることも必要である。

② 解決の手立て

杉山(2007, 210頁)は、「特別支援教育の担当者の専門性を維持することは何よりも重要である。例え30年間の経験があっても、30年間誤った対応をしていたのでは子どもの迷惑なだけである。専門性の維持には、当然ながらそれなりの学習と実習が必要である」と述べているように、通級指導担当者としての専門性の向上を図り、指導力を担保していくためにも、研修の機会の確保や書籍教材の購入費用の確保が必要である。また、A県西部地区の小中学校の通級指導担当者は、定期的に担当者同士の情報交換や研修会を行い、指導方法や教材の工夫や開発を行っている。北浦・吉岡(2022, 28頁)は、小中学校通級指導教室に必要な連携として、学校内の連携、保護者との連携、関係機関との連携に加えて、「通級指導担当者同士の連携」が重要であると述べている。その理由として、通級指導教室の運営は通級指導教室の担当者の采配に任されている場合が多く、調査を行ったなかで同校内に複数人通級指導教室担当者がある学校はないため、指導で分からない事や悩むことがあった場合には相談できる同じ立場の教員がおらず、担当になった教員が

孤独感を抱きやすいことを挙げている。このことから、定期的に通級指導担当者が対面で情報共有できる機会を設定することが不可欠である。

2) 通級指導担当者の配置について

① 課題

拠点校に通級指導担当者が1名しかいない場合には、1人で「巡回指導」と「自校通級」を担うことになる。自分が行っている指導や使用している教材が適切であるかどうか、対象生徒の実態把握や在籍校の教職員との連携等、不安に感じることは多い。また、「巡回先」の高等学校の多様なニーズに応じる必要もある。

② 解決の手立て

通級指導担当者を複数名配置し、そのうちの1名は特別支援学校の教員であることが好ましい。専門性の高い特別支援学校の教員とともに「通級指導」を行うことで、適切な実態把握ができ根拠に基づく指導や支援が行えると考えられる。さらに、拠点校に特別支援学校籍の教員を配置することで、拠点校内での特別支援教育体制をさらに充実・推進することができ、高等学校籍の教員もOJTにより専門性を高めることができると期待する。ただし、特別支援学校籍の教員に「通級指導」や「特別支援教育」を丸投げすることがないように、管理職がリーダーシップを発揮して校内の共通理解と連携を図る必要がある。

公立学校では定期的に人事異動が行われる。通級指導担当者も人事異動の対象であることから、在籍校の教員がT2として「通級指導」に継続的に参加することで、円滑な引継ぎが可能になる。佐藤(202, 74頁)は、群馬県で実施されている「巡回型高校通級指導」の実践で、「通級指導」を在籍校関係者とTTで行い、その結果「在籍校の関係者と通級指導担当者との関係が深まり、より頻繁に情報共有できるようになり、「生徒の変容や課題を実際を目で見て、互いに確認することができた。このことで、通級担当者とは在籍校の関係者が、生徒の実態や効果的な指導に対して、より共通した認識を持つことができた」と述べている。このように、在籍校の教員が「通級指導」に参加することで、受講生徒の変容を確認することができ、在籍校との学びの連続性を保つことが可能になる。受講生徒にとっては、校内で困った時にT2の教員に相談することができ、生徒の心理的安定を図ることができる。ただし、T2として「通級指導」に参加する教員を決める際には、受講生徒との関係を考慮する。「通級指導」では自分の苦手なことと向き合う場面もある。受講生徒が安心してリラックスして受講できる配慮が必要である。在籍校の教員が「通級指導」に参加することで、生徒への指導やアセスメントがより多面的になるとともに、在籍校での「通級指導」に対する理解が深まると期待する。

(6) 拠点校内での通級指導担当者の位置付けについて

1) 課題

「巡回指導」を実施しているB県立高等学校への訪問調査から、「巡回指導」を充実するためには、「通級指導」

に関する業務に時間を割くことができる環境が必要であることが分かった。通級指導担当者は、「巡回指導」の対象となる高等学校からの相談を受けて授業を受けている生徒の様子を見て実態把握をしたり、記録の整理や自校を含む各高等学校からの相談に対応したりする必要がある。何よりも、「通級指導」は受講生徒一人ひとりのニーズに応じたオーダーメイドの指導であるため、教材も一人ひとり異なる。そのため、教材研究の時間を確保する必要がある。受講生徒からすると、通級指導担当者が教科担任でもあれば、自分を「評価」する教員となることが、生徒によっては混乱を招くかもしれない。

2) 解決の手立て

① 教科の授業を担当することについて

「課題」で述べたように、通級指導担当者は対象生徒一人ひとりのニーズにそった教材を準備したり、巡回先の高等学校を訪問して授業を参観して生徒の実態把握を行う等の「通級指導」に関する業務に集中する必要がある。また、通級指導担当者は、専門性を保つために学び続ける姿勢が求められる。通級指導担当者としての専門性を担保し「通級指導」の質を保ち持続可能な「巡回指導」体制を構築するためにも、教科の授業を担当しないことが望ましい。

② 校務分掌について

校内分掌については、通級指導担当者が教育相談等の分掌に属することで、自校の生徒の状況を把握しやすくなるというメリットがある。「巡回指導」を実施しているB県立高等学校への訪問調査から、高等学校では「学年団」「教科」「分掌」内で協議してから学校全体に提案することが多く、「通級指導」や「特別支援教育」に関する情報も、分掌を経由して発信することが明らかになったが、自校内での「通級指導」の理解・啓発や特別支援教育を推進するためには、分掌に属することも必要である。しかし、「通級指導」の業務に専念し、教育相談や特別支援教育担当と役割も異なることから、校内の教育相談や特別支援教育を担当することは、避ける方が望ましいと考える。

(7) 指導内容について

A県立高等学校で行われている通級指導の主な内容は、表16に示す通りである。

表16 A県立高等学校の「通級指導」の指導内容

分類	内容
コミュニケーション	カードゲーム、聞き方・伝え方、援助依頼、相手や状況に応じた話し方、体を動かす、遊び直し、一週間の振り返り、SNSとの付き合い方
自己理解	エゴグラム、自分データ作成、実行機能について、周りの付き合い方
健康管理	リラクゼーション方法
その他	スケジュール管理

1) 指導内容に対する教職員の理解

① 課題

「通級指導」が行われていないA県立高等学校の特別

支援教育担当者並びにA県西部地区中学校学級担任への質問紙調査で、「通級指導にどんなイメージを持っているか」について尋ねたところ、6割近くが「個別に生活上の困難さを改善する特別な指導」と回答している。しかし、「個別の教科の学習」「通常の学級からの取り出しによる苦手科目の個別指導」「進路に関する学習」という回答が一定数ある。高等学校では「小中学校の特別支援学級のような形態」だと考えている特別支援教育担当者もいる。

表16で示したように「通級指導」では、自己理解を深めたり、コミュニケーションの取り方等について学ぶために、ワークシートを用いた学習に加えて、「カードゲーム」や「ボードゲーム」を使用したり身体を動かす活動を取り入れて、実際のやり取りの場を設定している。しかし、「通級指導」実施高等学校への訪問調査から、「通級指導」が行われている高等学校においても、「雑談やゲームをしていて遊んでいるみたいだ。役に立つのか？」と疑問を持つ教員がいることが明らかになった。

以上のことから、「通級指導」が始まって間もない高等学校の多くの教員が、「通級指導」でどのような指導を行うのか、何を目的としているのかについて知らないと言える。

② 解決の手立て

拠点校の教員や在籍校の教員に指導内容を理解してもらうために、「通級指導」についての研修を在籍高等学校の教職員向けに実施し、さらに「通級指導」の参観をしてもらうことも必要だと考える。また、在籍校の教員が在籍校の通級指導担当者として「通級指導」に同席して一緒に指導を行うことも考えられる。在籍校の教員と一緒に指導にあたることで、在籍校での継続的な指導や支援が可能になり、在籍校との連携も密になると言える。また、通級指導担当者が異動になっても今までの指導内容を引き継ぐことができる。在籍校に対象生徒のことを理解しており、困った時に相談できる教員がいることは、対象生徒の心理的安定につながると言える。

2) 指導内容について

① 課題

A県立高等学校で行われている特別な支援を必要とする生徒に対する支援や配慮に関する調査結果から、各高等学校では、「生徒の自己理解をどう進めるか」ということについて悩んでいることが明らかになった。また、「通級指導」を実施していない高等学校の特別支援教育担当者、A県B県の通級指導担当者ともに、「自己肯定感の向上」「自己理解が深まること」を「通級指導」に期待している。

② 解決の手立て

片岡・小島(2017,31頁)は、発達障害児の自己理解について、自己理解を深める中で、できない自分と向き合うためには自己肯定感を高く保つ必要があると述べている。「通級指導」の対象となる生徒はこれまでの育ちの中で挫折を経験していることが多い。堅田(2022,8頁)は、「幼児から成人まで続く発達障がい」は「生涯発達」

という観点からも発達障がいの本態に加えて二次障がいの予防を見越した対処が重要な鍵となる」と指摘しているが、「巡回指導」では、在籍校の教職員とは異なる視点で生徒の良さを見つめ、生徒自身や在籍校の教職員に伝え、生徒の自己肯定感の向上と二次障害の予防を狙いたい。堅田（2022,12頁）が、「周りの人の理解が自己理解に影響を及ぼし、自己理解の深化と共に他者理解もまた深化していく」とも述べているが、生徒を見る視点や指導方法などを在籍校に伝え、教職員による生徒理解を深め、学校生活の様々な場で生徒が、多面的に自己理解を進めることができるように間接的な支援を行う必要がある。

また「通級指導」では、「個に応じた指導の徹底」（文部科学省,2018,25頁）が求められる。障害名が同じでも生徒によって実態やニーズが異なるため、障害名でパッケージ化した指導を行うことはできない。そのため、通級指導担当者は「なぜこの指導を行う必要があるのか」「この活動の目的は何か」ということを説明できなくてはならないと考える。受講生徒一人ひとりの実態やニーズを把握するためには、在籍校との連携が欠かせない。

（8）進路に向けての支援について

1）課題

高等学校は、社会との接続窓口でもあり、生徒も保護者も高等学校卒業後の生活について考え始める時期でもある。佐々木・武田（2012,90頁）が、「進路選択にあたっては本人の自己選択・自己決定を何よりも大切にするとする視点が重要」と述べているように、社会との接続窓口である高等学校において生徒の自己理解を進めることは重要である。ソーシャルスキルトレーニングやコミュニケーション等の学習に加えて、高等学校の「通級指導」ではキャリア教育の視点も必要であり、将来を見据え、自分に適した職業や興味のある学問等について自己理解を深める必要がある。

A県立高等学校への質問紙調査から、「生徒の適性と希望する職業のミスマッチ」「保護者の理解が得られない（本人の学力や適性に合わない大学・学部・就職先にこだわる）」「生徒の自己理解をどう進めているのかわからない」等について各高等学校が困っていることが明らかになっている。また、就労支援機関との連携に不慣れな高等学校もある。「新規高卒求人」とは手順が異なるため、就労支援機関との連携に不安や負担を感じている学校もあることが、A県立高等学校への訪問調査から明らかになった。

2）解決の手立て

高等学校では、進路指導の一環としてインターンシップや現場実習、大学訪問等を行っている。進学する生徒が多い高等学校では、大学等のオープンキャンパスへの参加を勧めているところもある。通常の学級で行うインターンシップや職場実習等の事前・事後の指導に加えて「通級指導」で個別に指導を行い、生徒の職業理解や自己理解を深める必要がある。「巡回指導」では在籍校と

歩調を合わせながら、丁寧に受講生徒の思いを聞き、通級指導担当者が受講生徒の「通訳」となって在籍校や保護者と連携していく必要があるといえる。また、佐々木・武田（2012,86頁）の調査では中学校通級指導担当者が進路選択に関する相談にも対応していることが明らかになったが、通級指導担当者は、進路情報について整理し、担任や各高等学校の進路指導担当者との連携を図るなど進路支援において重要な役割を果たすといえる。

併せて、社会で支援を受けるためには、自分から援助要請を行う必要があるため、安心して失敗ができる高校生のときに、自分の得意不得意や自分に必要な支援を知り、その力を付けることが必要である。角・小谷（2021,8頁）が生徒には、他者に相談するスキルも重要であり「相談の結果、悩みや課題を解決できた経験は、自己理解の深化のみならず、他者への信頼にもつながる」と述べ、土手（2013）が思春期の発達障がいのある子への支援について「この時期に少しでも良い体験を積み重ねておくことが、その後の人生を生きる基盤を作る」と指摘しているように、「支援を受けて良かった経験」を重ねること、肯定的な自己理解の深化と自己肯定感の向上を図る指導・支援が求められる。

品川（2010,124頁）は、教育の具体的な課題について、「いま、居心地のいい環境を提供するだけでなく、本当に将来の可能性を見据えているかどうかが問題なのです。つまり、「自分のことをわかってくれない人たちのなかでもやっていけるように、生きる力を付けることができるかどうか」ということから目をそらしてはいけません」と述べているが、多くの高校生にとっては、高等学校が社会に出る前の最後の学びの場であり、将来の可能性を見据えた指導や支援を受けながら、自己理解を深め「社会の中で自分はどのように生きていくのか」、ということについて考えることができなくてはならない。

（9）在籍校との連携について

1）課題

「通級指導」と在籍校との連続性のある学びを実現するためには、在籍校との連携が不可欠である。

「巡回指導」を実施しているB県立高等学校と中学校通級指導担当者への訪問調査から、在籍校との連携について、「通級指導」に関する在籍校教職員の理解不足や指導内容、在籍校での生徒の日頃の様子についての情報共有に課題があることが明らかになった。巡回先の学校や学級担任によっては、「通級指導」に関心がなかったり「学校生活と通級指導は別のもの」と捉えていたり、「通級指導」を受けることや「支援」を快く思っていないことがあることが分かった。

2）解決の手立て

「通級指導」に関する理解・啓発を管理職のリードのもと根気強く行って行く必要がある。職員会議や校内研修で、通級指導担当者が「通級指導」や「特別支援教育」について理解・啓発を行うことも必要であると言える。また、学習記録を学級担任や特別支援教育担当だけでなく

く、管理職も回覧することで、「通級指導」での生徒の様子や取組みを理解してもらうことも考えられる。

国立特別支援教育総合研究所(2018,4頁)は、在籍校との連携について、「専門的な立場にある通級による指導の担当者が、わかりやすく具体的に、児童生徒の実態に応じ適切な指導と必要な支援について、通常の学級の担任に伝えることができるかがポイント」となり「通級による指導で得られた知見を分かりやすく周囲の関係者、生徒に伝えるということは、日常生活における児童生徒の支援者を増やしていくということにもつながる」と述べている。在籍校の教員が「通級指導」にT2として参加をしたり、在籍校だからできる指導や支援を、在籍校に提案し実践してもらい、成果を共有し、次の方策を一緒に考えたりするという過程を経ることが、「通級指導」と在籍校との連携を深めるために必要ではないかと考える。

これに関連し、都築ら(2012,98頁)は、「通級指導で学んだことが通常の学級で活かされているかだけを考えるのではなく、学級担任も頑張り、通級担当者も頑張り、その子のために支援するという双方性の関係が必要」と述べ、「学級担任と通級指導担当者の両方が共通の目標を立てて、通常の学級で何をすべきかを考えながら通級指導教室の位置づけを考える時代になりつつある」と指摘している。在籍校でもできる指導や支援を、在籍校の教職員と一緒に考え、実際に支援を行ってもらうことで、「通級指導」での学びと在籍校での学びの連続性を保つことができる。また、教職員が支援に参加することで教員自身の力量の向上と、「通級指導」や特別支援教育に対する理解啓発を行うことができよう。

また、都築ら(2012,98頁)は、通級指導担当者の役割として「①通級指導教室が校内のインクルーシブ教育システムのセンター的機能を果たせるように教職員の協働体制を推進していく ②通級指導担当者に時間的なゆとりを確保し、校内の授業を参観したり、休み時間に子どもの様子を観察し、職員間における子どもの学びの情報共有に貢献していく ③校内研修において個々の子どもに応じた通級指導教室と通常の学級の支援の在り方を協議する際に、必要な資料を提供し、議論を推進していく ④保護者、学級担任、通級指導担当者の三者が話し合う機会を積極的に設定していく ⑤通級指導担当者は、個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定や評価のスキルを高め、校内の教職員に助言していく」の5点を挙げている。通級指導担当者がこのようリーダーシップを発揮し、定期的に在籍校を訪問して授業を参観して、在籍校の教員と一緒に実態把握をしたり、職員研修会の講師を務め、在籍校の特別支援教育体制の整備に協力したりすることも必要である。「巡回指導」では、受講生徒への直接的な支援と、在籍校教職員に対する特別支援教育の視点や支援・指導方法の理解・啓発によって学校体制を整える間接的な支援を行うことができる。

(10) 保護者との連携について

1) 課題

訪問調査を実施した通級指導教室では、「学習ファイル」を家庭にも回覧し、保護者との連携を図っていた。しかし、「生徒がファイルを家に持って帰るのを忘れてきたり「通級指導」に持って来るのを忘れるのでタイムリーな連携にならない」ために、家庭への回覧を辞めた学校もある。生徒を「真ん中」においた学校と保護者との連携が重要であることから、そのための適切な方法と実施が課題といえる。

2) 解決の手立て

学校と保護者との連携について「発達障がいを含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省2019,56頁)には、「子供の教育で不安なことや子供が困っていることがあれば、学校と相談し、子供の教育のために学校と協力して取り組む(協働する)ことで、子供の困っていることや不安を軽減することにつながります」と示されている。また、平子・菊池(2012,213頁)が、小学校通級指導教室における指導内容及び指導時間について保護者がどのように考えているかについて調査を行い、その調査結果から「通級指導教室における指導は、通級指導教室を利用する児童への理解や指導・支援だけでなく、その保護者にとっての心理的安定という重要な支援を担っている」と述べている。また、佐々木・武田(2012,85頁)が行った中学校通級指導教室担当者への調査から、「中学校の通級指導教室は、保護者への適切な障害受容を促すことも含め、保護者のリソースとしての機能を果たすことも重要な役割の一つである」と述べている。高等学校でも、「通級指導」は、保護者の相談先の一つになると言える。「巡回指導」においても、保護者と連携し、生徒を支えるチームの一員として保護者と連携をし、協働することで生徒の成長を下支えすることができると考える。

伊藤・柘植(2015, 32頁)は、小中学校通級指導教室における保護者への支援について、「信頼関係の構築は、主に指導の開始と指導中に行われており、「保護者面談を頻繁に行う」や「通級に通う意義について、子どもや保護者と確認を十分に行う」ことが効果に繋がっている」と述べているが、通級指導開始前の保護者面談で合意形成を図るとともに、生徒の成育歴、得意なことや苦手なこと、保護者の願い等を聞き取ることが、保護者との信頼関係を構築するスタートとなる。さらに、在籍校の保護者懇談に合わせて「通級指導」の懇談を実施し、「通級指導」での様子や家庭での様子、卒業後の進路等について、情報共有を図りながら、保護者の迷いや不安に寄り添うことを心掛けていく。このような保護者と通級指導担当者の連携と信頼関係の構築が、対象生徒の心の安定につながると考えられる。

中田(1995)は、発達障がいの子どもの親の障害受容について「障害受容の螺旋形モデル」(図3)という仮説を立てている。それによると、「親の内面には障害を肯定する気持ちと障害を否定する気持ちの両方の感情が

常に存在する。それはいわば図3に示したように表と裏の関係にある。そのため、表面的にはふたつの感情が交互に現れ、いわば落胆と適応の時期を繰り返すように見える。また、その変化を一次元の平面で見れば否定から

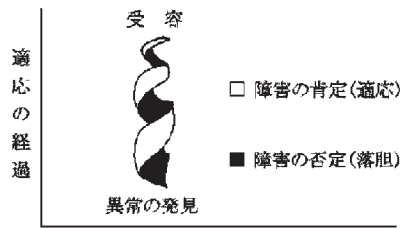


図3 障害受容の過程 (出典 中田) 2017)

肯定への段階のごとくに見え段階的 な理解が生じる。しかし、その過程は決して区切られた段階ではなく連続した過程である。

かつて筆者が関わったある保護者は、「保育園のときからずっと、入学して卒業する度に、進級して担任の先生が変わる度に、この子のことをお話してきた。進級したから大丈夫、高校に合格したから大丈夫と思いたい。でも、毎年子どもの事を話すと、いろんなことを思い出して、この先のことを考えるので苦しいです」と話された。「子どものことを理解していない保護者」と捉えるのではなく、「子どものことはわかっているけど、認めたくない」「将来のことが不安で仕方ない」「障がい等がないと思いたい」という保護者の心情を思いやり、保護者の気持ちに寄り添った支援が必要であるといえる。

また堀田 (2021,165頁) が、「保護者の理解を求めるというのではなく、保護者を支援するという視点への切り替え」が必要であり、「保護者に理解してもらおうとするのではなく、保護者も共にチームの一員として生徒の支援を行う」視点が必要であると述べている。保護者や生徒自身が障害を受容することを求めるのではなく、保護者や生徒の「悲哀」に思いを馳せ、寄り添っていく姿勢が必要であると考えます。

(11) 関係機関との連携について

1) 課題

「巡回指導」では、通級指導担当者が直接、関係機関と連携を図る機会は少ないと推測されるが、発達障害等のある生徒は、様々なトラブルに巻き込まれる可能性があることから、適切な支援機関と生徒・保護者が繋がり、支援を受けることが必要な場合もある。

「通級指導」を実施していないA県立高等学校への訪問調査では、「生徒のことでどこかに相談したいと思っても、どこに相談をしていいかわからない。タイムリーな連携をはかり必要に応じて保護者さんに紹介したい。「通級指導」の先生には、学校や保護者がどこに相談したらいいのか、についても教えてもらいたい」という声も寄せられた。

2) 解決の手立て

通級指導担当者が直接、関係機関と連携を図る機会は少ないと考えるが、在籍校や保護者からの問い合わせが

あることは想定される。伊藤・柘植 (2015,32頁) は、保護者への支援に関連して小学校の通級指導担当者から「通級指導が終了した後は、保護者が困った時に頼れるよう相談機関に繋いだり、教育相談や通級時の保護者のネットワークを活用して保護者を孤立させないようにしたりすることが大切である」と回答があったと述べているが、高等学校においても、高等学校卒業後に、保護者が生徒のことで相談できる機関を紹介しておくことも必要だと考える。そのため、通級指導担当者は、各機関と普段から不断の連絡を行い、顔の見えるつながりを作っておく必要がある。

また、「通級指導」を受講している生徒や保護者の中には、これまでの育ちの中で、人に相談したり頼ることに慣れていないこともあると思われる。在籍校と入念に打ち合わせを行い「通級指導」で生徒と「何を相談するのか、どんなふうに説明するのか」ということや相談先の場所や行き方、訪問した際のマナーや電話での問い合わせ方などを練習することも必要である。保護者の中にも、受講生徒と同じような不安を感じる方がいると思われる。

筆者はかつて勤務した高等学校で、相談機関に行くことを躊躇する保護者に会ったことがある。理由を聞いたところ、「役所に行っても最初にどこに行っているのかわからないし、なんと説明しているのかわからない」ということであった。生徒本人と保護者の了解を得て、事前に役所に事情を説明したところ、日時を決めて担当の方が総合受付で保護者を待っていてくださることになった。1回目の相談が円滑に進んだことで、保護者は継続して相談に行かれるようになり、他機関に相談されることを躊躇うことがなくなったことがある。

通級指導担当者は、「受診しない」「役所に相談しない」という行動の背景を想像し、相談することのハードルを少し下げのために、学校は何ができるのか、ということをして在籍校の教員と一緒に考える必要がある。

佐藤 (2021,72-73頁) は、巡回指導型高校通級の実践において、「在籍校の関係者と中学校時代の通級担当者との支援会議を行い、実態把握シートを作成しながら生徒の実態把握をすることで、情報を整理しながら、生徒理解を深めることができた。(中略)さまざま視点で生徒を見たときに共通することを整理し、現在達成できている点について協議をすることで「生徒の持つ強みを改めて認識し、それらを尊重し伸ばしていくことについて、関係職員間で共通認識を持つことができた」と中学校通級指導との連携の成果について述べている。中学校通級指導とも連携を図ることで、小中学校での学びと高等学校での学びの連続性を保つことができると考える。

(12) 通級指導教室の設備・備品について

1) 課題

「通級指導」は個別のニーズに応じることが求められるため、一人ひとり教材が異なる。通級指導担当者は、指導に必要な教材や教具を持って巡回先を移動する必要がある。また、教材として、ボードゲームやカードゲー

ム、ワークシート等を使用するため、教材を購入するためのまとまった予算が必要である。

巡回先の学校によって、使用する教室の配置や環境は異なる。「巡回指導」を実施している中学校通級指導担当者への訪問調査では、「訪問する日程によって使用できる教室が異なるので、生徒も場所を間違えることがある」「通級指導をしている最中に、他の先生が通級指導で使用していること知らないで、入ってこられることがあった」「エアコンが無い部屋で、夏は暑く生徒も集中できなかった」等の事例があがった。

2) 解決の手立て

巡回先の高等学校で「通級指導」で使用する教室を整備することになるが、通級指導担当者や教育委員会と連携を図り、計画的に行う必要がある。また、指導を受ける生徒の心理的負担に配慮して教室を選定する必要がある。受講する生徒には、光や音に敏感な生徒もいることから、人目に付きにくい静かな場所で、教室内にカーテンや目隠しになる衝立、ホワイトボードやPC、プロジェクター等があることが好ましい(表17)

表17 教室環境整備の例(抜粋)

教室の環境整備での配慮	必要な備品
<ul style="list-style-type: none"> 外部からの音が入りにくい教室 パーテーションや柵でスペースを区切る 注視や傾聴がしやすい配色や掲示 小集団での活動が可能なスペース ソファや仕切りで区切った、イライラした時に落ち着きを取り戻すためのスペース カーテン 	<ul style="list-style-type: none"> ホワイトボード・タイマー 机・椅子・可動式のパーテーション・ソファ カーテン 空調・姿見・Wi-Fi PCやタブレット・プリンター・カレンダー(月間行事予定表) 文具(穴あけパンチ、ハサミ、ホッチキス・筆記具等)

(「障害に応じた通級による指導の手引き解説とQ&A」(文部科学省, 2018)を参考に筆者作成)

拠点校においては、他校と生徒情報等のやり取りをする必要や自校生徒の「通級指導」を行うことがあるため、通級指導担当者の執務室が必要である。また、他校や関係機関からの問い合わせに対応するために、専用のメールアドレスや直通の留守電話があると良い(表18)。

表18 拠点校における「通級指導教室」に必要な設備・備品

教室の環境整備での配慮	必要な備品
<ul style="list-style-type: none"> 外部から音が入りにくい部屋 部屋の音が外部に漏れない工夫 パーテーションや柵でスペースを区切り相談コーナーを設置する 明るい部屋 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点校「通級指導教室」の専用電話 メールアドレス パソコン・プリンター・Wi-Fi タブレット・プロジェクター 鍵付きロッカー(個人情報保管) 月間予定表(ホワイトボード) カレンダー 空調 シュレッダー 椅子・机・柵(通級指導用に) 可動式パーテーション・姿見 ホワイトボード 文具

「通級指導」を受講する生徒の中には、過去の嫌な出来事を忘れることができなかつたり、些細なことで嫌な出来事がフラッシュバックしたりすることのある生徒が含まれることも想定される。可能な限り「通級指導」で使用する教室を生徒指導等の聞き取りや指導では使用しないことが望ましいと思われる。

7. 本研究の意義と課題

本研究では、質問紙調査及び訪問調査から、A県立高等学校における特別支援教育の具体的な取り組み、高等学校における「通級指導」の実態や「高校通級」に対する期待等について分析を行い、A県立高等学校での「巡回指導」を導入する際に検討すべき課題と解決策の提案を行った。

どの通級指導担当者も特別支援教育担当者も、「生徒との信頼関係と自尊感情への配慮」を大切にしながら、高校生の今しかない瞬間を充実したものにする中で、自己肯定感の向上を狙い、これまでの育ちにもつれていった糸を解きほぐそうとしていることが見えてきた。そして、生徒の教育的ニーズに応えるために、生徒や保護者の気持ちに寄り添い、同時に高等学校卒業後の生徒の姿を想像し、「今はどんな支援が必要か」「卒業後の進路はどうするのが良いだろうか」と迷い試行錯誤しながら合理的配慮に取り組んでいる高等学校教員の姿も浮かび上がってきた。また、公立中学校とA県および隣接するB県立高等学校に対する調査から、「通級指導」では「生徒のできないことをできるようにする指導」や「ワークシートに取組むだけの指導」が行われているのではなく、生徒の話に耳を傾け、気持ちを受け止め、自尊感情を大切にしていることが明らかになった。

牧野(2021)は「通級指導」を「生き方研究所」と称し、生徒の殻の中に新しい考え方や世界を入れることで「殻ごと大きくする」関わりが必要だと述べている。そのことは、「通級指導」では、一直線にゴールを目指すのではなく、通級指導担当者が、生徒のすぐ隣を伴走しながら、途中で一緒に立ち止まったり、後戻りしたりしながら、生徒の成長を支えていくことが重要であると言えた。

「巡回指導」は、在籍校のニーズに応えることが目的ではない。それは「通級指導」での生徒への直接的支援と、在籍校の支援体制を整える間接的支援を担い、在籍校と力を合わせて受講生徒の成長を下支えすることにある。

平岡・小野(2020,36-37頁)は、中学校通級指導教室の取組みを「①連携、②教師にとっての教育的効果、③組織、④中学校通級の役割」の4点に整理し、その中で「校内の支援体制作りがうまくいくことで、通級を利用できる環境づくりにも広げていくことに繋がり、支援が必要な生徒にも適切な指導が行われるという意味も含めて、インクルーシブ教育が地域に広がっていくと思われる」(37頁)と述べている。「巡回指導」によって、在籍校の特別支援教育体制が整うことで、「通級指導」に該

当しない生徒への支援も充実し、特別支援教育の視点を持った教職員が増えていくと考える。さらに、社会との接続窓口である高等学校での特別支援教育体制が充実し、そこで学んだ生徒が社会に出ていくことで、社会にも少しずつ好影響を与えていくと考える（図4）。

A県立高等学校での「通級指導」は、平成30年度に導入されたばかりであり、「通級指導」が行われていない多くの県立高等学校の教職員は「通級指導」について知らない。このような状況で「巡回指導」の新設業務にあたる担当者の負担は大きいと思われる。佐々木・武田（2012,87頁）は、中学校通級指導担当者の心的負担に関して「孤独・不安感・焦りを感じている内容が最も多く、特に新設の通級指導担当者からのものが主だった。（中略）新設業務に携わった通級指導担当者は、「通級指導教室の設置（新設）にあたっては、担当する教員の心的負担が予想以上に大きいことが示唆され、通級指導担当者も新設業務に携わる教員にはある程度のキャリアが必要であることを指摘している」と述べている。生徒にとっ

て効果のある「巡回指導」を持続していくためには、「巡回指導」の導入期に、高等学校教職員、生徒、保護者に「通級指導」の目的や意義を説明し、各高等学校で「巡回指導」を円滑に実施できるように、各高等学校の環境整備が必要である。また、専門性のある教員の配置、指導開始から終了までの流れの提示、拠点校における通級指導担当者の立ち位置を明確にすることや研修機会を確保する等の体制整備が欠かせない。これらのことを、通級指導担当者だけで担う事ことは負担が大きく、通級指導担当者に対する行政の支援が必要であると言える。本稿では、「巡回指導の導入において検討すべき12の課題と解決の手立て」を提案したが、今後、これらを通級指導担当者や各高等学校で特別支援教育を担っている教職員等に検討してもらいながら、具現化していく必要がある。その際、通級担当者が交代してもサービスの質が低下することがないように、持続可能な「巡回指導」の方策を複数の目で継続して検討することが必要であろう。

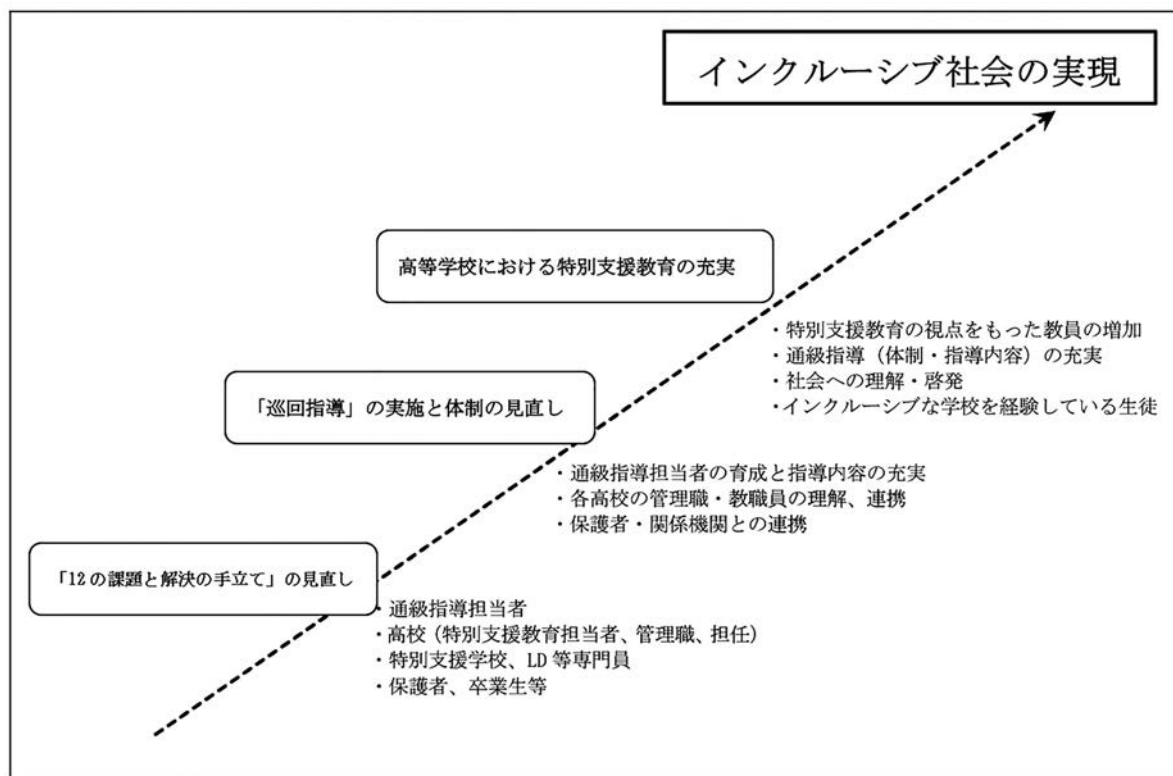


図4 「巡回指導」導入で期待される効果

【引用・参考文献】

- ・伊藤由美・柘植雅義（2015）「通常の学級に在籍する発達障害のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査の結果からいた通級指導教室の役割と課題 『国立特別支援教育総合研究所紀要 第42巻』、27-39頁
- ・大西孝志（2019）「通級による指導について～高等学校における特別の教育課程の編成～ 『教育・教職センター 特別支援教育研究年報』第11号、97-109頁
- ・堅田利明（2022）「発達障がい」の「特性」とうまく付

- き合うとは：自己理解と他者理解』『人権を考える第25号』、1-15頁
- ・上手由香（2013）「思春期における発達障害への理解と支援」『安田女子大学紀要』、第41号、93-101頁
- ・岸信健（2017）「第9章事例6：生徒を全人的に見つめ関わる個別支援の実際」柘植雅義編集代表『共生社会時代の特別支援教育 第1巻 新しい特別支援教育インクルーシブ教育のこれから』、ぎょうせい、133-145頁
- ・計良由香（2008）「軽度発達障害児の指導および特別支援教育について－新潟県と福島県の言語難聴担当者を

対象としたアンケート調査から『特殊教育学研究』46号(1)11-18頁

・片岡美華・小島道生(2017)「事例で学ぶ発達障害者のセルフアドボカシー「合理的配慮」の時代をたくましく生きるための理論と実践、金子書房

・北浦郁乃・吉岡恒生(2022)「小中学校通級指導教室の実態に応じた個別的教育支援計画の活用と通級による指導の今日的な課題～通級による指導に関わる教員への面接調査を通して～」『障害者教育・福祉学研究第18巻』、23-30頁

・国立特別支援教育総合研究所(2018a)「発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方～導入段階における課題の検討～(平成28年度～29年度)成果報告書」

・国立特別支援教育総合研究所(2018b)「高等学校教員のための「通級による指導ガイドブック 押さえておきたい8つの課題と課題解決のための10のポイント」

・佐々木朋広・武田篤(2012)「LD等を対象とした中学校通級指導教室の現状と課題～中学校通級指導教室を担当する教員へのインタビュー調査から～」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 第34号』、81-91頁

・佐藤利正(2021)「関係者との連携を強化した高校通級指導～自閉傾向のある生徒に対する自立活動の充実～」『自閉症スペクトラム研究 第18巻第2号』、69-75頁

・杉山登志郎(2007)「発達障害の子どもたち」、講談社
 ・角あすか、小谷裕美(2021)「高等学校における通級による指導を推進するための課題と方策～M・GTAを用いた高校教員へのインタビューの分析～」、『総合教育臨床センター特別支援教育臨床実践拠点年報 第2号』、1-11頁

・品川裕香(2010)「提言①発達障害者の適応に向けた教育と実践」花園大学心理カウンセリングセンター監修 橋本和明編『思春期を生きる発達障害』創元社117-133

・曾山和彦(2022)「第1章 「発達の問題を抱えた子」「周りの子」を共に「包む」学校・学級が生まれるために」諸富祥彦編集代表 曾山和彦・米澤好史編集『教師とSCのためのカウンセリングテクニック3 特別支援と愛着の問題に生かすカウンセリング』14-31頁

・多田あすか・船橋篤彦(2019)「高等学校における特別支援教育の在り方とその課題について～通級による指導の実施体制整備に関する調査～」『特別支援教育実践センター研究紀要 第17号』、39-51頁

・都築繁幸・兵藤義信・伊藤ゆかり他(2016)「通級指導教室と通常の学級の連携による支援～通級指導教室対象児の校外学習の指導を中心に～」『障害者教育・福祉学研究 第12巻』、87-98頁

・鳥取県教育委員会(2022)「令和3年度特別支援教育に関する調査の結果(通知)」(令和4年5月27日)

・中田洋二郎(1995)「親の障害の認識と受容に関する考察～受容の段階説と慢性的悲哀～」https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/ld/z12020/z1202001.

html『障害保健福祉研究情報システム(令和4年11月1日閲覧)

・平岡彰代・小野尚香(2020)「中学校通級指導教室における取組と課題～選考研究論文の紹介～」『畿央大学紀要 第17巻 第1号』、27-38頁

・平子雅張・菊池紀彦(2012)「発達障害児に対する通級指導教室の役割とその重要性についての検討」『三重大学教育学部研究紀要』第63巻教育科学、203-214頁

・堀田千絵(2021)「高等学校の管理職が抱える通級による指導の課題～調査結果に基づく後方視的考察～」奈良教育大学紀要 第70巻 第1号(人文・社会)p.157-167

・堀川淳子(2021)「小・中学校における通級の役割と高等学校における通級の役割」柘植雅義監修「ハンディシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ 通級における指導・支援の最前線」金子書房、70頁-77頁

・牧野泰美(2021)「子どもの「暮らし」、「生きるかたち」を支える難聴・言語障害教育」第49回全難言協全国大会岡山大会研究収録

・宮城県総合教育センター(2021)「高校通級スタートパック」宮城県総合教育センター令和2年度専門研究特別支援教育研究グループ

・文部科学省(2016)「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告

・文部科学省(2018)「障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」改訂第3版、海文堂・文部科学省(2023a)「令和3年度通級による指導実施状況調査(概要)」

・文部科学省(2019)「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」

・文部科学省(2022)「資料3 通級による指導の在り方」『通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援の在り方に関する検討会議(第2回)』https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20220711-mxt_tokubetu01-000023940_7.pdf(令和4年7月14日閲覧)

・横山直子・武田篤(2015)「中学校通級指導教室に対する校内教員の理解啓発のあり方の検討～通級指導教室の授業公開の実践～」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要 第37号』、141-147頁

・吉澤勝治(2018)「特別支援教育における高等学校教育の課題の研究～高等学校における通級による指導の実践的課題に焦点化して」『日本高等学校教育学年報』第25号18-27